情報通信技術利活用事業費補助金［削る］	情報通信技術利活用事業費補助金［同上］
放送ネットワーク整備支援事業費補助金	情報通信利用環境整備推進交付金［新設］
情報通信基盤整備推進補助金［略］	情報通信基盤整備推進補助金［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十九年度に取得した財産からこれを適用する。